

# 宇部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年3月16日

改正 令和6年4月1日

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて、法第6条第2項に規定する農地等の利用の最適化が進んでいくよう、宇部市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第5条第1項に規定する山口県（以下「県」という。）の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）、改正基盤法第6条第1項に規定する宇部市（以下「市」という。）の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（以下「基本構想」という。）及び改正基盤法第19条第1項の規定する宇部市の農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年を目途に検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知。以下「局長通知等」という。）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	2,326 ha	26 ha	1.1 %
3年後の目標 (令和8年3月)	2,220 ha	25 ha	1.1 %
目 標 (令和15年3月)	1,906 ha	0 ha	0.0 %

注 現状の管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における令和4年の耕地面積と農地法（昭和27年法律第229号。以下「農地法」という。）第30条第1項の規定による農地の利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）により把握した令和4年度の同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積の合計面積

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員による利用状況調査と農地法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

##### イ 関係機関との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構（以下「機構」という。）への貸付け手続きを行う。

##### ウ 農家からの相談に対する対応について

農家から農地問題について個別の相談があった場合、その土地に適した作物の紹介や地域の担い手を紹介するなど、地域に適合した対応を行い、遊休農地化の未然防止につなげる。

##### エ 非農地判断について

再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて非農地判断を行い、守るべき農地を明確化する。

#### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、局長通知等に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」（以下「公表」という。）のとおりとする。

## 2 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	2,300 ha	515 ha	22.4 %
3年後の目標 (令和8年3月)	2,195 ha	740 ha	33.7 %
目 標 (令和15年3月)	1,906 ha	1,143 ha	60.0 %

注 現状の管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における令和4年の耕地面積

注 集積面積は、担い手（認定農業者等）へ利用集積された農地の総面積

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ア 「地域計画」の作成・見直しについて

県、市、JA山口県（以下「JA」という。）、地域等と連携し、地域ごとに人と農地の問題解決のため、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」の作成・見直しに取り組む。

#### イ 関係機関との連携について

市、JA、機構等と連携し、①機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、②経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、③利用権の設定期間が満了する農地等について情報収集を行い、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

#### ウ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、集落営農への支援、新規参入の受入れなど、地域に応じた取組を推進する。

### (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、局長通知等に基づく公表のとおりとする。

### 3 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	年間新規参入者 (個人)	年間新規参入者 (法人)
現 状 (令和4年度)	0	0
3年後の目標 (令和7年度)	1	1
目 標 (令和14年度)	1	1

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ア 関係機関との連携について

県、市、J A、機構等と連携し、管内の農地の借入れや取得の意向のある認定農業者及び参入希望者を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

##### イ 新規就農の促進に関する情報提供について

生産基盤のない新規就農者等に対し、就農希望地や営農類型等の聞きとりを行い、就農希望地の農業関係者等と連携して農地を斡旋するなど円滑に就農ができるよう支援する。

#### (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、年間新規参入者数により評価する。  
単年度の評価については、局長通知等に基づく公表のとおりとする。